

倉吉市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 委託内容
倉吉市下水道使用料に係る量水器の検針業務
- 2 委託する期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 受託者の住所・氏名及び対象区域
倉吉市下水道使用料に係る量水器の検針業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市耳	山本 公人	耳